

**学校給食調理従事者ノロウイルス検査業務委託【単価契約】**  
**仕様書**

- 1 件名  
学校給食調理従事者ノロウイルス検査業務委託【単価契約】
- 2 検査の目的  
学校給食調理従事者のノロウイルス検査を行うことで、食中毒の予防を図る。
- 3 契約期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 契約方法  
契約は、1検体当たりの単価契約とする。
- 5 履行場所  
市内小学校、教育総務課（別紙のとおり）
- 6 業務委託内容
  - (1) 実施回数
    - ア 下記スケジュールのとおり、1人当たり年6回実施すること。  
1回目（5月・6月）・2回目（9月・10月）・3回目（11月）・  
4回目（12月）・5回目（1月）・6回目（2月）  
※1回目・2回目については、各2か月間で全員1回検査を実施すること。
    - イ 検体回収日については、事前に委託者と協議のうえ決定すること。
  - (2) 予定検体数
    - 1回当たり：25検体
    - 年間総検体数：150検体
  - (3) 検査項目  
便1g当たり $10^5$ オーダーのノロウイルスを検出できる検査法を用いること
  - (4) 回収方法
    - ア 午前9時から午後4時までの間に、各場所へ検体を回収しに行くこと。
    - イ 指定の回収日までに検体を提出することができない職員については、下記の方法で回収を行うこと。
      - (ア) 予め設定した予備日での回収
      - (イ) 再度訪問による回収
      - (ウ) 郵送による回収（受託者側で後納郵便封筒を準備すること。）
  - (5) 検査料金  
検査料金は、検査容器・交通費・回収費等のすべての諸経費を含む単価とすること。

## 7 検査結果報告書

- (1) 検査結果報告書は、2部作成すること。
- (2) 検査終了後、任意様式にて1週間以内に委託者及び各学校へ報告すること。委託者へ対象箇所分全て、各学校へは当該学校分のみを報告すること。報告書の送付は郵送を可とする。
- (3) 陽性反応が出た場合は、速やかに委託者へ電話で報告すること。

## 8 支払方法

- (1) 委託料は、月毎に、検査結果報告書に基づき、検体数に単価料金を乗じた額を支払うものとする。
- (2) 受託者は、委託者が行う検査に合格した後に委託料を請求できるものとし、委託者は正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

## 9 その他

- (1) 陽性者の再検査実施時についても、指定された場所へ検体の回収に行くこと。回収方法については、郵送も可能とする。
- (2) 必要に応じ、予備容器を委託者に配備すること。
- (3) 受託者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。